

「始良・伊佐地域 地域振興の取組方針」推進支援事業実施要領

第1 目的

この要領は、『始良・伊佐地域 地域振興の取組方針』推進支援事業の適正かつ円滑な実施を図るため、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号）及び鹿児島県地域振興推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業主体

- 1 事業主体は、始良・伊佐地域（霧島市、伊佐市、始良市及び湧水町の区域をいう。以下同じ。）に主たる事務所又は活動の拠点を置く集落、自治会、NPO法人、ボランティア団体、観光団体、商工団体その他これらに類する団体（これらの団体からなる実行委員会等を含む。以下「団体等」という。）とする。
- 2 団体等と始良・伊佐地域外を含む企業や大学等の研究機関及び他の団体等との共同事業体による応募も可能とする。
この場合、共同事業体は、共同事業体を構成する団体の中から県との窓口として代表団体を指定し、共同事業体応募構成届出書（別記第8号様式）を始良・伊佐地域振興局に提出するものとする。
- 3 企業や大学等の研究機関及び始良・伊佐地域外の団体等を含む共同事業体の代表団体は上記1に定める団体等とする。

第3 対象事業

対象事業は、次に掲げる要件のいずれにも該当する事業とする。

- 1 「始良・伊佐地域 地域振興の取組方針」（改訂版）に記載する取組の基本方向に沿った事業（「観光の『稼ぐ力』の向上」、「文化の薫り高いふるさと始良・伊佐の形成」、「個性を生かした地域づくりと移住・交流の促進」など）であること。
- 2 始良・伊佐地域で実施する事業又は始良・伊佐地域以外で実施する場合は、始良・伊佐地域のPRや関係人口の創出（対象は始良・伊佐地域に限る。）などに繋がる事業であること。
- 3 団体等が新たに実施するもの又は既存の事業を発展的に向上・拡充するものであること。
- 4 実施する事業について、イベントを開催するものについては、幅広い地域（2以上の市町村）からの参加等が期待できること。
- 5 団体等が自主的に取り組み、かつ、公益的な事業であり、構成員の相互の利益（共益）を目的とする事業や、特定の個人又は団体等の利益（私益）を目的とするなど、受益者が特定される事業でないこと。
- 6 当該事業が一過性の取組でなく、団体等が事業終了後も事業成果を生かした取組を継続的に行い、その広がりを見込めるものであること。
- 7 補助金の交付決定日以前に着手していない事業であること。
- 8 同一年度において、県の他の補助等を受けていない事業であること。

第4 募集枠

1 特別枠

特別枠は、次に掲げる事業を対象とする。

【対象事業】

① 観光の「稼ぐ力」の向上に関する事業

※ 「始良・伊佐地域 地域振興の取組方針」（改訂版）での該当箇所
第4章「取組の基本方向」－ 地域資源を生かした産業の振興及び新たな産業が創出される「始良・伊佐」－ 10観光の「稼ぐ力」の向上

② 始良・伊佐地域の文化振興に関する事業

※ 「始良・伊佐地域 地域振興の取組方針」（改訂版）での該当箇所
第4章「取組の基本方向」－ 地域に誇りを持ち多彩な個性と能力を発揮できる「始良・伊佐」－ 4地域を愛し世界に通用する人材の育成，文化スポーツの振興 － (3)文化の薫り高いふるさと始良・伊佐の形成

2 一般枠

一般枠は、「始良・伊佐地域 地域振興の取組方針」（改訂版）に記載する取組の基本方向に沿った事業で特別枠以外のものとする。

第5 事業企画書の提出

事業を実施しようとする団体等にあつては、事業企画書（別記第1号様式）等を、共同事業体にあつては事業企画書とともに共同事業体応募構成届出書（別記第8号様式）を添えて始良・伊佐地域振興局長に提出するものとする。

第6 事業の承認

始良・伊佐地域振興局長は、第5により提出された事業企画書が、第3の事業の要件に合致し、事業の達成が確実と見込まれる場合は、別記第2号様式により承認を行う。

第7 補助金額

補助金額は、補助対象経費の2分の1以内で、1団体当たり特別枠が上限1,000千円、一般枠が上限300千円を原則とする（千円未満切り捨て）。ただし、事業主体が消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の課税事業者（消費税法第9条第1項本文及び地方税法第72条の78の規定により消費税及び地方消費税を納める義務が免除される事業者ではない者）の場合は、消費税を含まない額を補助対象経費とする。

なお、始良・伊佐地域振興局長が特に必要と認める場合は、予算の範囲内で増額することができる。

第8 補助金等交付申請書に添付すべき書類

要綱第5条第2項に定める補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

1 事業計画書（別記第3号様式）

- 2 収支予算書（別記第 5 号様式）
- 3 共同事業体応募構成届出書（別記第 8 号様式）※ 共同事業体で申請する場合のみ提出
- 4 事業の実施体制（別記第 9 号様式）
- 5 団体概要（別記第 10 号様式）
- 6 課税事業者届出書（第 11 号様式）※ 課税事業者のみ提出

第 9 補助金等変更申請書に添付すべき書類

要綱第 8 条第 2 項に定める補助金等変更申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- 1 事業変更計画書（別記第 3 号様式）
- 2 変更収支予算書（別記第 6 号様式）

第 10 補助事業等実績報告書に添付すべき書類

要綱第 11 条第 2 項に定める補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- 1 事業実績書（別記第 3 号様式）
- 2 収支精算書（別記第 7 号様式）
- 3 支出を証する帳票等の写し
- 4 事業に関する写真，資料等
- 5 事業成果調書（別記第 4 号様式）

第 11 補助金の交付

要綱第 13 条第 2 項の概算払により交付することができる補助金の額は、要綱第 7 条の補助金交付決定通知書に記載する額の 2 分の 1 を上限とする。

第 12 その他

この要領に定めるもののほか、事業実施に必要な事項は、始良・伊佐地域振興局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 13 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。